

呉市地域公共交通計画（仮称）の策定について

1 策定の目的及び記載事項

(1) 策定の目的

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割を果たすもので、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」といいます。）第5条第1項の規定により、市町村による策定が努力義務とされています。

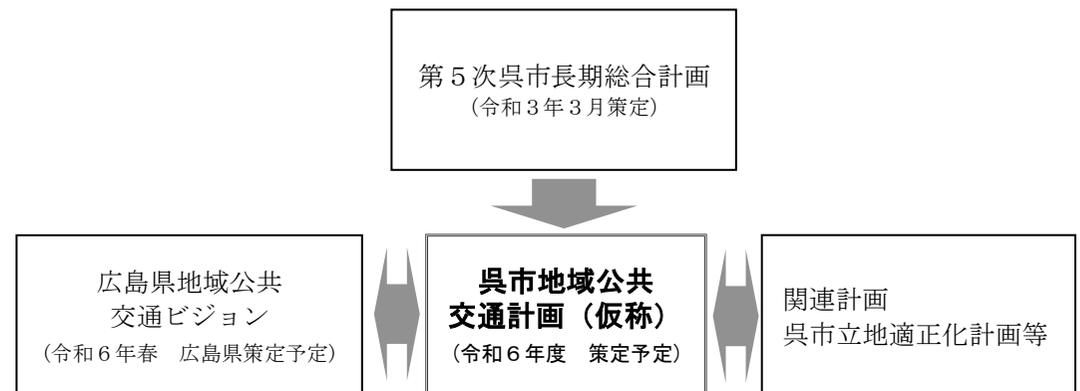
令和2年度に法に基づき策定した呉市地域公共交通網形成計画（以下「現行計画」といいます。）が、令和6年度末で計画期間満了を迎えるに当たり、次期計画として、その後の呉市の交通行政の指針とするために呉市地域公共交通計画（仮称）（以下「本計画」といいます。）を策定します。

(2) 地域公共交通計画の主な法定記載事項（法第5条第2項）

- ア 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- イ 地域公共交通計画の区域及び目標
- ウ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- エ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- オ 計画期間

2 本計画の位置付け

本計画は、現行計画の計画期間満了に伴う後継計画として策定するものであり、最近の国の議論の動向等を踏まえながら、上位計画である第5次呉市長期総合計画（令和3年3月策定）に即するとともに、広島県が令和6年春に策定予定の広島県地域公共交通ビジョン、呉市立地適正化計画（令和2年9月策定）等の関連計画との整合を図って策定します。特に、呉市立地適正化計画とは、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造構築に向けて、緊密に連携を図っていきます。



3 策定の基本的な考え方

呉市の交通の現状分析，現行計画の進捗状況，各地区で実施する市民との意見交換の結果等から課題を抽出し，その課題に対処するための本計画の基本方針や，目標値，実施事業等について検討しながら，本計画の策定を進めていきます。

地域の多様な関係者との連携・協働を図りつつ，国における最近の議論の方向性も踏まえながら，呉市の地域特性と市民ニーズに沿った，利用しやすく，継続して利用できる地域交通を考えていきます。

4 検討体制

本計画の策定に当たっては，専門的な知見等を取り入れるため，呉市地域公共交通協議会の中に，国，県，学識経験者，交通事業者及び呉市で構成する分科会（呉市地域公共交通計画検討委員会）を設置し，検討を行います。

5 スケジュール（案）

項目	令和5年度												令和6年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
呉市地域公共交通計画（仮称）検討 呉市地域公共交通計画検討委員会 （呉市地域公共交通協議会）			委託事業者選定 プロポーザル		課題抽出・基本方針検討							目標値・実施事業検討							計画素案作成				パブリック コメント		公表
議会（行政報告）				計画策定着手																計画（素案）				計画（案）	
【参考】 呉市立地適正化計画																									